# 尾張都市計画東部地区計画

# 届出の手引き

東部地区計画は、平成19年10月1日に都市計画決定され、その後、下記のとおり変更を行っております。

この手引きは、同地区計画の内容および届出の方法等についてまとめたものです。

告示年月日	告示番号	備考(変更理由)	
平成 19 年 10 月 1 日	小牧市告示第103号	_	
平成 22 年 12 月 24 日	小牧市告示第116号	都市計画区域の再編による	
平成 30 年 4 月 1 日	小牧市告示第 41 号	建築基準法の改正による	

【お問合せ先】: 小牧市 都市計画課 都市計画係

TEL:0568-76-1155(直通)

FAX:0568-71-1481

Mail: toshi@city.komaki.lg.jp

## 地区計画の届出について

## 【根拠法令】

都市計画法(昭和43年6月15日 法律第100号)第58条の2

## 【法が適用される区域】

地区計画区域内のうち地区整備計画が定められている区域内

### 【届出が必要となる行為】

- ①土地の区画形質の変更を行う場合
- ②建築物を建築(新築、増築、改築、移転)する場合
- ③工作物を建設する場合
- ④ 建築物の用途の変更を行う場合
- ⑤建築物の形態又は色彩等意匠の変更を行う場合

### 【届出の時期】

届出が必要な行為を行う場合は、工事着手 30 日前までに、小牧市長に届出が必要となります。また、届出した設計又は施行方法に変更が出た場合、変更箇所の工事着手 30 日前までに、変更の届出が必要となります。なお、すでに完成した物件に変更が生じた場合は、新規の届出が必要となります。

なお、届出の提出窓口は都市計画課になります。

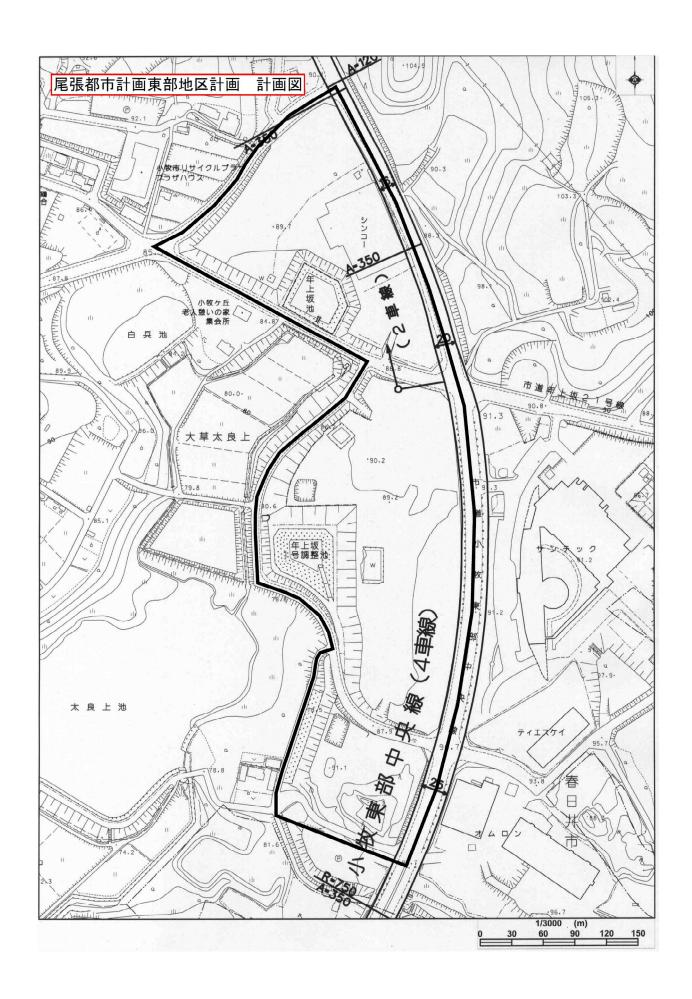
			地区整備計画			
区	域 区 分 市街化調整区域					
建	蔽		60%			
容	落 積 率		200%			
最	低敷地	面積	3,000 ㎡※			

(※) 印は東部地区計画で定められた制限になります。

	名 称	東部地区計画			
位置		小牧市大字大草の一部			
	面積	約10.89ha			
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目标	本地区は、市中心部から東へ約8kmに位置し、市道小牧東部中央線沿線の先端産業を主とした工業系の土地利用を進めている地区である。 本地区を含む市の東部地区一帯は、あいち学術研究開発ゾーンの拠点として開発整備を誘導していく地区として位置付けられており、これを受けて、本市では、東部地区を本市の発展を牽引する戦略的地区と位置づけ、自然環境の保全に配慮しつつ、生産機能・研究開発機能を中心とした複合的な拠点作りを目指している。 本地区の周辺には豊かな自然環境も多く残っており、名古屋造形芸術大学、愛知文教大学などの教育施設や総合公園市民四季の森、リサイクルプラザなどの公共施設も立地している。そのため、本地区計画は周辺環境とも調和した良好な工業環境の形成と保全を図ることを目標とする。			
	土地利用の方金 地 区 施 設 の 整 備 の 方 針 建 築 物 等 の	良好な工業環境の形成と保全を図る。 地区施設は良好な工業環境と都市機能の充実を図るため、東部 地区整備事業により計画的に整備するとともに、その機能が損			
	整備の方針	意匠の制限により、必要な規制と誘導を図る。			

	建	建築物の	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。				
			(1) 物品の製造(加工又は修理を含む。)又はその研究開発の				
			事業の用に供される施設。ただし、次に掲げるものを除く。				
			イ 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 別表第2(る)項				
地	築	用途の制限	第1号に規定する工場				
区	物		ロ 倉庫又は荷さばき場				
整	等		(2) 前号の建築物に附属するもの				
備計画	に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	3,000平方メートル				
			建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの				
		建築物の壁面の	距離は都市計画道路小牧東部中央線については5メートル以				
		位置の制限	上、それ以外の道路については3メートル以上、また隣地境界				
			線までの距離は1メートル以上としなければならない。				
		建築物等の形態	建築物の色彩は、原色や蛍光色等の刺激的な色彩を避け、周				
		又は意匠の制限	辺の景観と調和したものとする。				

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」



## 地区計画内容説明書

(1) 建築物の用途について

次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。

建築物

1 物品の製造(加工又は修理を含む。)又はその研究施設の事業の用に供される施設。ただし、次に掲げるものを除く。

の 用 途制限

- イ 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(る)項第一号に規定する工場
- ロ 倉庫又は荷さばき場
- 2 前号の建築物に附属するもの
- 1. 物品の製造 (加工又は修理を含む。)の加工又は修理については物品の製造に係る加工又は修理とする。また、その研究施設の事業の用に供される施設についても物品の製造に係る研究施設の事業の用に供される施設とする。ただし、同文中イ・ロに該当するものを除く。なお、建築基準法別表第2(る)項第一号については下表のとおり。

一次に掲げる事業(特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であつて環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。)を営む工場
(一)火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)の火薬類(玩具

煙火を除く。)の製造

(二) 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二条第七項に規定 する危険物の製造(政令で定めるものを除く。)

(三) マツチの製造

地域内で 建築して

準 工 業

(四) ニトロセルロース製品の製造

ぱならな

(五) ビスコース製品、アセテート又は銅アンモニアレーヨンの製造

(六) 合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造(漆又は水性塗料の製造を除く。)

- (七) 引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造
- (八) 乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造
- (九) 木材を原料とする活性炭の製造(水蒸気法によるものを除く。)
- (十) 石炭ガス類又はコークスの製造
- (十一) 可燃性ガスの製造(政令で定めるものを除く。)

(る)

い 建 築

(十二) 圧縮ガス又は液化ガスの製造(製氷又は冷凍を目的とするものを除く。)

(十三) 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、燐酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、せんたくソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸蒼鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シヤン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナール、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石炭酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はグアヤコールの製造

(十四) たんぱく質の加水分解による製品の製造

(十五) 油脂の採取、硬化又は加熱加工(化粧品の製造を除く。)

(十六) ファクチス、合成樹脂、合成ゴム又は合成繊維の製造

(十七) 肥料の製造

(十八) 製紙(手すき紙の製造を除く。)又はパルプの製造

(十九) 製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製

(二十) アスフアルトの精製

(二十一) アスフアルト、コールタール、木タール、石油蒸溜産物又はその 残りかすを原料とする製造

(二十二) セメント、石膏、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造

(二十三) 金属の溶融又は精練(容量の合計が五十リットルをこえないる つぼ若しくはかまを使用するもの又は活字若しくは金属工芸品の製造を目 的とするものを除く。)

(二十四) 炭素粉を原料とする炭素製品若しくは黒鉛製品の製造又は黒鉛の粉砕

(二十五) 金属厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業(グラインダーを用いるものを除く。)、びよう打作業又は孔埋作業を伴うもの

(二十六) 鉄釘類又は鋼球の製造

(二十七) 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が四キロワットをこえる原動機を使用するもの

(二十八) 鍛造機(スプリングハンマーを除く。)を使用する金属の鍛造

(二十九) 動物の臓器又ははいせつ物を原料とする医薬品の製造

(三十) 石綿を含有する製品の製造又は粉砕

(三 + -) (-)から(三 +)までに掲げるもののほか、安全上若しくは防火

上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進する上で支障があるものとして政令で定める事業

## (2) 建築物の敷地面積について

建築物の敷地面積の最低限度

3,000平方メートル

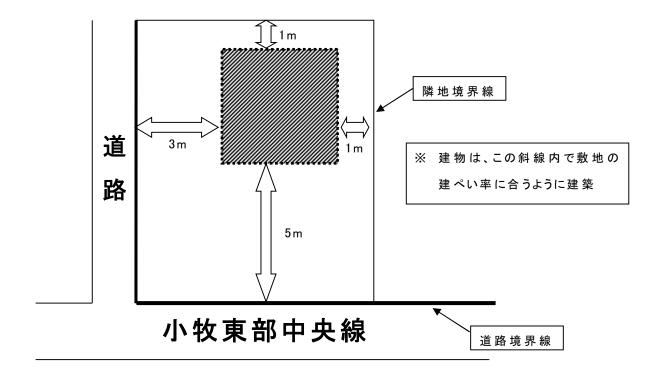
この都市計画決定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で3,00 0平方メートルに満たないもの又は存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使 用しているならば、3,000平方メートルに満たない土地についても、その土地を一つの敷地として使 用する場合においては建築物の敷地として使用できる。

#### (3) 建築物の壁面の位置について

建築物の 壁面の位

置の制限

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、都市計画道路小牧東部中央線については5メートル以上、それ以外の道路については3メートル以上、隣地境界線までの距離は1メートル以上としなければならない。



## (4)建築物の形態又は色彩等の意匠について

建築物等の形態又は 建築物の色彩は、原色や蛍光色等の刺激的な色彩を避け、周辺の 意匠の制限 景観と調和したものとする。

建築物の屋根、外壁等の色は周辺の景観に調和した落ちつきのある色調とし、公告物は刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより周囲の景観を損なわないものとする。

## 届出に必要な書類について

- 1 届出書
  - ※ 小 牧 市 HP よりダウンロードできます。

トップページ⇒申請書ダウンロード⇒まちづくり⇒地区計画の届出に関する様式集

- 2 添付図書
  - (1)土地の区画形質の変更を行う場合
    - ①案内図(位置図)

方位、道路及び目標となる地物を表示する図面で縮尺 1/2.500 以上のもの

②公図

届出に必要な地番及び周辺道路地番の表示されたもの

③区域図

当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺 1/1,000 以上のもの

4)設計図

縮尺 1/100 以上のもの

- ⑤その他必要となるべき事項を参考とした図書
- (2)建築物の建築、工作物の建設、建築物の用途の変更、建築物の形態又は色彩 等意匠の変更を行う場合
  - ①案内図(位置図)

方 位、道 路 及 び目 標となる地 物 を表 示 する図 面 で縮 尺 1/2.500 以 上 のもの

②公図

届出に必要な地番及び周辺道路地番の表示されたもの

- ③地 積 測 量 図 (敷 地 求 積 図 でも可)
- 4配置図

敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺 1/100 以上のもの

⑤平面図

各階の平面図で縮尺 1/50 以上のもの(建築物の場合のみ)

⑥立面図

2面以上の建築物又は工作物の図面で縮尺 1/50 以上のもの

⑦求積図(面積算定表)

建築面積、床面積、延べ面積の計算方法が示されたもの(建築物の場合のみ)

- ⑧その他参考となるべき事項を記載した図書
- ※ 届出には、上記の書類を2部提出していただきます。
- ※ 届出した設計または施行方法に変更が生じた場合は、変更届および変更に係る 図書を添付していただき、提出してください。(変更届も小牧市 HP よりダウンロード できます。)

(あて先) 小牧市長

地区計画の区域内における行為の届出書

令和○○年○○月○○日

届出者 住 所 ○○市○○町○○番地

氏 名 ㈱〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

話 0568-76-1155

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

土地の区画形質の変更

建築物の建築又は工作物の建設

建築物等の用途変更

について、下記により届け出ます。

建築物等の形態又は意匠の変更

木竹の伐採

記

1 行 為 の 場 所 小牧市大字大草字○○△△番

行為の着手予定日 令和○○年○○月○○日 2

令和○○年○○月○○日 3 行為の完了予定日

4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更			区域の面積 m <sup>2</sup>					
(2) 建 築 物	(イ) 行 為 の 種 別			( <del> </del> <del>*</del>	建築物 新築・	の建築・工作物 改 築 ・ 増 築		
の 建	(口)				届出	部 分	届出以外の部分	合 計
築	設計の概要	① 敷	地	面積				14,500.91 m²
又は		② 建築	軽又は 建	<b>建設面積</b>	4,25	52.30 m <sup>2</sup>	m²	4,252.30 m <sup>2</sup>
工作		③ 延	ベ	面積	7,80	06.34 m <sup>2</sup>	m²	7,806.34 m²
物 の		④ 高		さ	地盤面か	6		15.43 m
建設		⑤ 用		途	工場			
政		⑥ 垣	又はさく	くの構造	アルミメ	ッシュフ	エンス (H=800)	
(3)建築物	(イ)変更部分の延べ面積						m²	
等の用途変更	(ロ)変更前の用途							
	(ハ)変更後の用途							
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更			変更のア	内容				
(5) 木	、 竹 の 伐 採				伐採面積 m²			
備考								

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 3 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることがで きる。